



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

- *30 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *31 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (")

公布された条例のあらまし

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、不動産取得税、自動車税、自動車取得税及び軽油引取税の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 不動産取得税

新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日に係る特例措置の適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長しました。(附則第 10 項の 2 の 2 関係)

新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数を緩和する特例措置の適用期限を延長しました。(附則第 10 項の 2 の 3 関係)

(2) 自動車税

環境負荷の小さい自動車の自動車税の税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直し等を行いました。(附則第 14 項の 1 1～附則第 14 項の 1 3 の 2 関係)

(3) 自動車取得税

当分の間の措置として、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を 100 分の 5 とする措置を講じました。(附則第 15 項関係)

環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものに対する税率の特例措置の対象を追加しました。(附則第 15 項の 2 及び第 15 項の 3 関係)

ディーゼル車で初めて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る税率の特例措置について、その対象を拡大した上で、その適用期限を延長しました。(附則第 17 項の 4 関係)

排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車ですべて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る課税標準の特例措置について、その軽減対象を拡大した上で、その適用期限を延長しました。(附則第 17 項の 5 及び第 17 項の 6 関係)

(4) 軽油引取税

当分の間の措置として、税率を 1 キロリットルにつき 32、100 円とする措置を講じました。(附則第 20 項関係)

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例の適用停止等の措置を講じました。(附則第 20 項の 2 及び第 20 項の 3 関係)

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

不動産取得税及び県固定資産税の税率の特例の期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長することとしました。

(第 2 条及び付則第 3 項関係)

(2) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

不動産取得税及び県固定資産税の課税免除並びに事業税の課税標準の算定の特別措置の対象業種を改め、その適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(第 1 条、第 2 条及び附則第 2 項関係)

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 30 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和 25 年和歌山県条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

附則第 10 項の 2 の 2 及び第 10 項の 2 の 3 中「平成 22 年 3 月 31 日」を「平成 24 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 14 項の 11 中「附則第 14 項の 12 の 2」を「次項及び附則第 14 項の 12 の 2」に、「同項」を「次項及び附則第 14 項の 12 の 2」に改め、「(次項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第 1 号中「平成 9 年 3 月 31 日」を「平成 11 年 3 月 31 日」に、「附則第 14 項の 13 の 2」を「附則第 14 項の 13」に改め、同項第 2 号中「平成 11 年 3 月 31 日」を「平成 13 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 14 項の 12 の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第 61 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、当該自動車平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成 23 年度分の自動車税に限り、当該自動車平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成 24 年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量(以下この号及び次項において「車両総重量」という。)が 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第 41 条の規定により平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号及び次項において「平成 17 年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないもの

で施行規則で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（次項及び附則第14項の13において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項及び附則第14項の13において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項及び附則第14項の13において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第14項の12の2第2号ア中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」、「（以下この号において「車両総重量」という。）」及び「同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「」を削り、「」という。）に適合し」を「に適合し」に改め、同号イ中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「」及び「」という。）」を削る。

附則第14項の13中「100分の110」を「100分の115」に、「附則第14項の12」を「前項」に、「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成19年度分」を「、平成22年度分」に改め、「、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り」を削る。

附則第14項の13の2を削る。

附則第15項中「第3条にいう」を「第3条の」に、「当該取得が昭和49年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、第46条の規定にかかわらず」を「第46条の規定にかかわらず、当分の間」に改める。

附則第15項の2中「若しくは第2号」を「、第2号若しくは第3号イ」に改める。

附則第15項の3第1号中「、第17項の3及び第17項の4」を「及び第17項の3から第17項の6まで」に、「3.5トン」を「が3.5トン」に改め、同号ア中「この項」を「この号」に改め、同号ウ中「（昭和54年

法律第49号)」を削る。

附則第17項の4中「平成22年3月31日までに」を「平成22年8月31日（第2号に掲げる自動車にあっては、平成23年8月31日）までに」に、「第1号」を「第1号又は第3号イ」に、「100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の1）」を「100分の1」に、「100分の2を」を「100分の2（当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の1）を」に、「第3号」を「第3号ア」に、「100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の0.5）」を「100分の0.5」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、平成21年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

附則第17項の5及び第17項の6を次のように改める。

（自動車取得税の課税標準の特例）

17の5 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（附則第16項から第17項の3までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（以下この項及び次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

17の6 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（附則第16項から第17項の3まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で

定めるもの

- (2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第18項の見出し中「免税点等」を「免税点」に改める。

附則第19項中「附則第12条の2の4の」を「附則第12条の2の7の」に、「附則第12条の2の4第1項各号」を「附則第12条の2の7第1項各号」に改める。

附則第20項を次のように改める。

- 20 軽油引取税の税率は、第58条の6の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

附則第20項の次に次の2項を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

20の2 前項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に法第144条の2第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは法第144条の3第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が法第144条の2第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定の適用を停止する。

20の3 前項の規定により附則第20項の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に法第144条の2第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは法第144条の3第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が法第144条の2第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、附則第20項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 5 新条例附則第19項の規定は、施行日以後に新条例第57条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に改正前の和歌山県税条例第57条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 1 号

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

- 第 1 条 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例（昭和41年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び付則第 3 項中「平成22年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に改める。

（和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

- 第 2 条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（平成12年和歌山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、ソフトウェア業」を「、情報通信技術利用事業（法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。以下同じ。））」に、「又はソフトウェア業」を「又は情報通信技術利用事業」に改める。

第 2 条第 1 項中「平成22年 3 月31日」を「平成23年 3 月31日」に改め、同項第 1 号中「ソフトウェア業用」を「情報通信技術利用事業用」に改める。

附則第 2 項中「平成22年 3 月31日」を「平成23年 3 月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第 1 条及び第 2 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。